

ひとり暮らし高齢者の 心身の衰えと住み替え

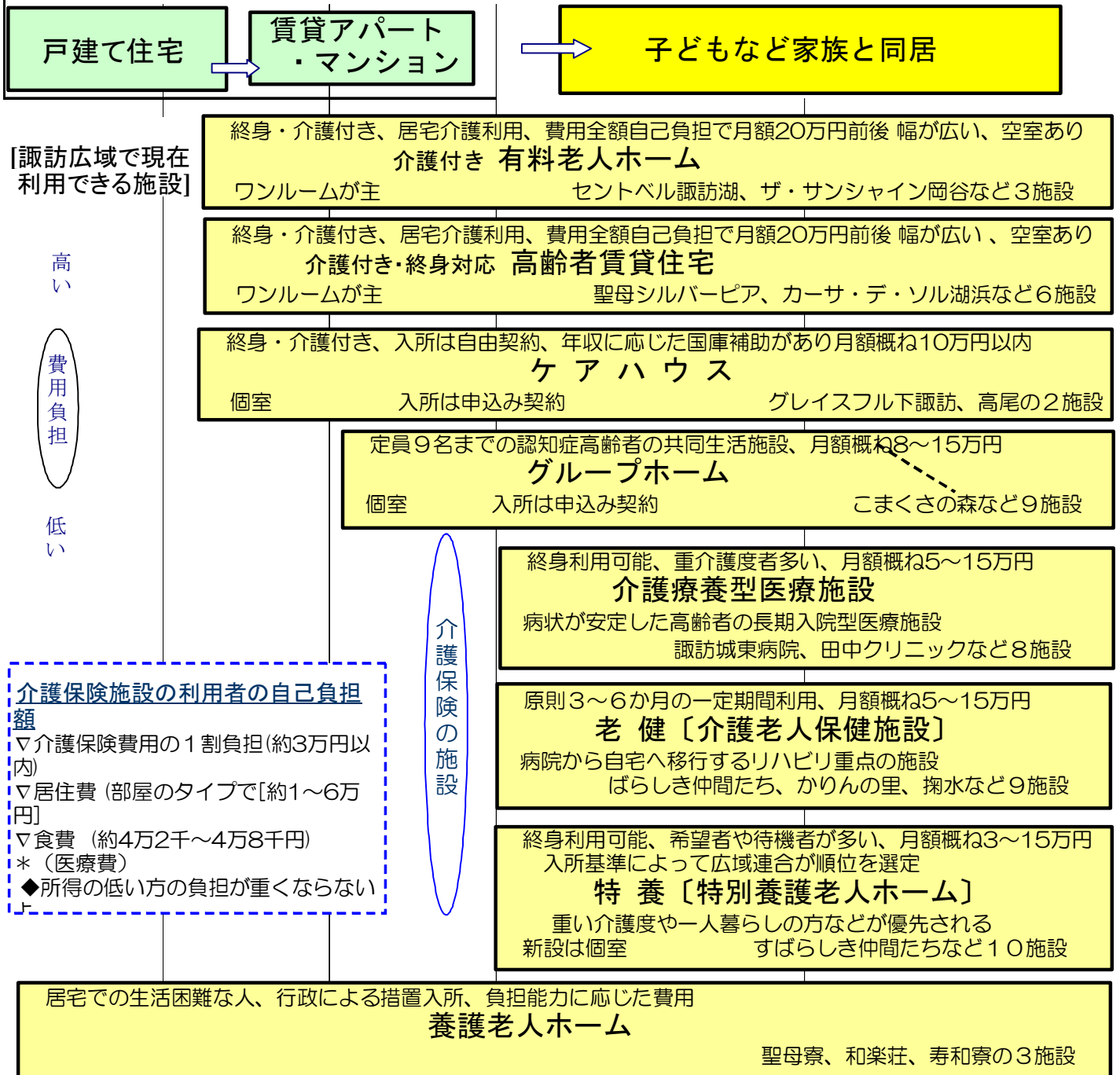
---夫婦二人でお暮らしの方や居宅介護されている方---

19.12.4 矢島義恭

自立可能	虚弱	要支援2, 1	要介護1, 2, 3	要介護3, 4, 5
▽衰えはしたが自分で家事などできる	▽衰え、病気療養、病気がち、病後などで家事が困難・苦痛	▽日常生活の世話や一部介助が必要	▽歩行困難、認知症など ▽排せつ、入浴、清潔、整容、衣服の着脱等に一部または全的な介助が必要	▽心身の衰えが著しく、生活全般に全面的な介助が必要
▽突発的な発病・昏倒への不安 ▽住まいの維持管理が困難				

可能な限り 住み慣れた自宅で暮らしたい

▽近隣や遠方にある家族の支援
▽近隣地域の住民ボランティアや民生委員などの支援
▽業者サービスや有償ボランティアの利用
▽高齢者対応住宅に改修
▽市町村独自や社協の公的なサービスや相談事業の利用
▽介護保険の居宅サービスの利用（ヘルパーの訪問介護、デイサービスなど）



自宅の暮らしが困難になったとき

住み替え利用できる 高齢者の施設事情

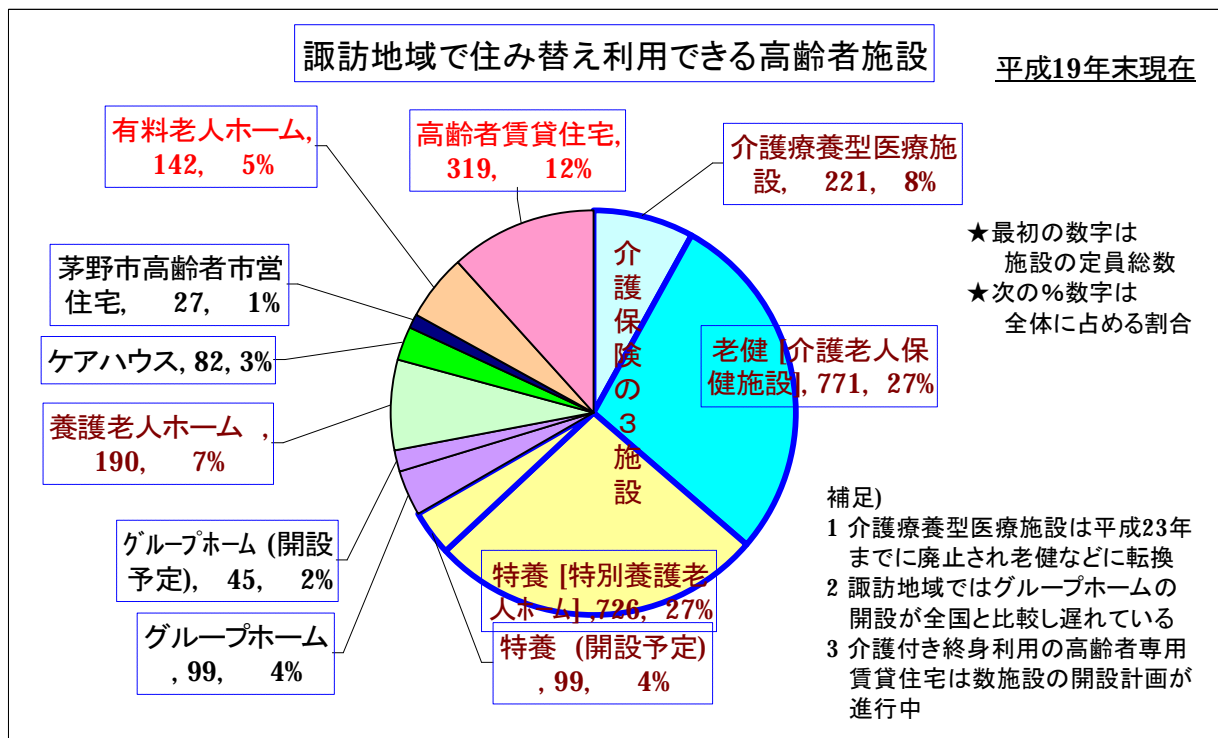
「特養(特別養護老人ホーム)」は入居希望者が多く(下図)多くの待機者がいて入所困難な施設ですが、来年は99名分が開設されます。国は開設を抑えています国や自治体の積極的な施策が望まれます。広域連合が入居基準に基づき順位を決めていて一人暮らしや要介護度の重さなどが優先されています。

「老健(介護老人保健施設)」は、入居期間が原則3か月で終身利用施設ではないため、入退所の繰り返しが施設を変えざるをえず、終身利用者にとっては不安定な施設です。(下図)特養入所希望者の中には老健入所者が多数を占めており、特養不足のなかでのいわゆる第二特養化という実態が見えてきます。

「介護療養型医療施設」は、平成23年度末までの廃止が決まっており、老健、特養、有料老人ホームなどへの転換が促されています。要介護度の重い終身利用の入所者が多いので、施設定員が減少したり老健などへの転換がすすめば、介護保険の施設利用が困難な「介護難民」問題はより深刻になります。

「介護付き 有料老人ホーム」は、特養不足のなかで近年開設が進みましたが、厚労省や県が総量規制をかけて開業が制限されるようになりました。諏訪では空き室のある施設もあり入所は容易です。

「介護付き 終身利用 高齢者賃貸住宅」は、国土交通省の管轄で規制がかからないため、特養不足のなかで最近も開設が盛んです。全国的には多額な入居一時金の削減など利用料の軽費化と、ケアやサービスの良質化が進んでいますが施設により多様です。空き室もあり入所は容易です。



特養入所待ちの待機者数の推移

特養.	待機者人数	内訳	
		在宅から	老健等の施設から
18年4月	720	320	400
19年4月	792	287	505
19年9月	833	**	**

資料) 諏訪広域連合介護保険課

